

(仮称)仙台中小企業活性化条例(最終案)

前文

- | | |
|-----|-------------|
| 第一条 | 目的 |
| 第二条 | 定義 |
| 第三条 | 市の責務 |
| 第四条 | 中小企業者等の努力 |
| 第五条 | 中小企業振興団体の取組 |
| 第六条 | 大企業者等の役割 |
| 第七条 | 市民の理解と協力 |
| 第八条 | 施策の基本方針 |
| 第九条 | 中小企業活性化会議 |
| 第十条 | 財政上の措置 |

条例名称

中間案	最終案
仙台市中小企業活性化条例	仙台市中小企業活性化条例

前文

中間案	最終案
<p>仙台は開府以来、雄藩の城下町として栄え、「杜の都」の豊かな自然環境や、「学都」の研究機能を有する東北の中核都市として発展を遂げて<u>きました</u>。その原動力は、本市_____事業所の大部分を占め、「商都・仙台」の礎として経済活動や雇用を担ってきた中小企業<u>です</u>。そこに働く人々は、長く仙台に暮<u>ら</u>し、地域社会の一員としてこのまちを支えており、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組む<u>など</u>、地域との結びつきを強めています。</p> <p>しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、<u>急速な</u>人口減少と高齢化により厳しさを増し、消費需要の縮小、労働力や後継者不足とこれに伴う生産力の減衰などが懸念されています。この影響は、特に、経営資源の乏しい小規模企業において顕著であり、中小企業が担う多様な役割<u>と</u>重要性を考えれば、このような状況は、本市の活力や賑わいを奪い、まちづくりの基盤を揺るがす恐れが<u>あります</u>。</p> <p>本市が、将来にわたって持続的な発展を<u>確保し</u>、_____</p> <p>_____東北の活力をけん引し続けるためには、人々がこのまちに住み、働くことができる場を確保するとと</p>	<p>(前文)</p> <p>仙台は開府以来、雄藩の城下町として栄え、「杜の都」の豊かな自然環境や、「学都」の研究機能を有する東北の中核都市として発展を遂げて<u>きた</u>。その原動力は、本市<u>に所在する</u>事業所の大部分を占め、「商都・仙台」の礎として経済活動や雇用を担ってきた中小企業<u>である</u>。そこに働く人々は、長く仙台に暮<u>ら</u>し、地域社会の一員としてこのまちを支えており、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組む<u>等</u>、地域との結びつきを強めて<u>いる</u>。</p> <p>しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、_____人口減少と高齢化により厳しさを増し、消費需要の縮小、労働力や後継者不足とこれに伴う生産力の減衰などが懸念されて<u>いる</u>。この影響は、特に、経営資源の乏しい小規模企業において顕著であり、中小企業が担う多様な役割<u>の</u>重要性を考えれば、このような状況は、本市の活力や賑わいを奪い、まちづくりの基盤を揺るがす恐れが<u>ある</u>。</p> <p>本市が、将来にわたって持続的な発展を<u>しながら</u>、<u>東北の中核都市として首都圏への人口流出を防ぎ、*1</u>東北の活力をけん引し続けるためには、人々がこのまちに住み、働くことができる場を確保するとと</p>

もに、地域で輝く企業を育成することが不可欠です。

そのため、私たちは、本市経済の中枢をなす中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、中小企業が国内外の変化に柔軟に対応しながらその力を存分に発揮できるよう、市、事業者、経済団体、大学などの研究機関、市民が一丸となって、本市中小企業の活性化に向けた戦略的な取り組みを推進していきます。

このような決意のもと、中小企業の活動により生じる価値が着実に循環し、地域の活性化が中小企業の発展を促進させることができるよう、基本的な考え方や取り組みの方向性等を明らかにするとともに、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定するものです。

もに、地域で輝く企業を育成することが不可欠である。

そのため、私たちは、本市経済の中枢を担う中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、中小企業が国内外の変化に柔軟に対応しながらその力を存分に発揮できるよう市、事業者、中小企業振興団体、大学などの研究機関、市民等^{*2}一丸となって、中小企業の活性化に向けた戦略的な取組を推進していく。

このような決意のもと、中小企業の活動により生じる価値が着実に循環し、地域の活性化により中小企業の発展を促進させることができるよう、基本的な考え方や取組の方向性等を明らかにするとともに、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

第一条 目的

中間案

この条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の活性化に係る基本理念を定め、市の責務、中小企業者の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上を図る ことを目的とします。

最終案

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業者の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の活性化に関する施策の総合的な推進を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する ことを目的とする。

第二条 定義

中間案	最終案
<p>「中小企業者」とは、中小企業基本法 第二条第一項各号のいずれかに該当する者 _____であって、市内に事務所又は事業所を有するものをい います。</p> <p>「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する事 業者であって市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。</p> <p>「中小企業_____団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中 央会、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的 とする団体をいいます。</p> <p>「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者_____であって、市内に事 務所又は事業所を有するものをいいます。</p> <p>「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を 行うものをいいます。</p> <p>「大学等」とは、学校教育法_____第一条に 規定する大学及び高等専門学校、_____国立大学法人法_____ _____第二条第四項に規定する大学共同利用機関その他 の研究開発_____機関をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 中小企業者等^{※3} _____ 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五 十四号)第二条第一項各号に掲げる者並びに中小企業団体の組織 に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)第三条第一項 に規定する中小企業団体及び商店街振興組合その他これらに類 する団体_____であって、市内に事務所又は事業所を有するものをい う_____。</p> <p>二 中小企業振興団体 _____ 商工会議所、商工会、中小企業団体中 央会 _____ その他の中小企業の振興を行 う^{※4} _____ 団体をいう_____。</p> <p>三 大企業者 _____ 中小企業者以外の会社又は個人_____であって、市内に 事務所又は事業所を有するものをいう_____。</p> <p>四 金融機関 _____ 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を 行うものをいう_____。</p> <p>五 大学等 _____ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に 規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五 年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関そ 他の研究開発等を行う機関をいう_____。</p>

第三条 市の責務

中間案	最終案
<p>「市」は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の活性化に関する施策を_____実施します_____。</p> <p>また、中小企業の活性化に関する施策を実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業____団体、大企業者、_____ 大学等_____</p> <p>_____</p> <p>_____ その他中小企業を支援する関係機 関と連携を図る_____</p> <p>_____よう努めます_____。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第三条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の活性化に関する施策を策定し、及び実施しなければならない^{*5}。</p> <p>2 市は、前項の施策を策定し、及び_____実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業振興団体、大企業者、金融機関、大学等、特定非営利活動法人^{*6}（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第六条、第八条において同じ。） _____と連携を図るとともに、積極的に中小企業の活性化に関する情報の提供等^{*7}を行うよう努めなければならない^{*5}。</p>

第四条 中小企業者等の努力

中間案	最終案
<p>「中小企業者__」は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めます_____。</p> <p>また_____、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めます_____。</p> <p>さらに_____、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます_____。</p> <p>そして_____、地域経済の振興を図るため _____、中小企業_____ 団体と相互に協力するよう努めます_____。</p>	<p>(中小企業者等の努力)</p> <p>第四条 中小企業者等は、経済_____ 社会情勢 _____の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者等は、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>4 中小企業者等及び中小企業振興団体は、地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するため、相互に協力するよう努めるものとする。</p>

第五条 中小企業振興団体の取組

中間案	最終案
<p>「中小企業__団体」は、中小企業者__の経営の向上及び改善のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます_____。</p>	<p>(中小企業振興団体の取組) 第五条 中小企業振興団体は、中小企業者等の経営の向上及び改善のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

第六条 大企業者等の役割

中間案	最終案
<p>「大企業者、金融機関及び大学等」_____は、その事業活動_____を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、_____中小企業者__及び中小企業____団体との_____連携及び_____協力に努めます_____。</p> <p>また_____、中小企業の活性化が<u>地域経済の発展において果たす役割の重要性を</u>_____理解し_____、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます_____。</p>	<p>(大企業者等の役割) 第六条 大企業者、金融機関、_____大学等及び特定非営利活動法人^{※6}は、その事業等_____を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、<u>これらの者と</u>中小企業者等及び中小企業振興団体との<u>間での連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>大企業者、金融機関、大学等及び特定非営利活動法人^{※6}は、</u>中小企業の活性化が<u>地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに</u>、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

第七条 市民の理解と協力

中間案	最終案
<p>「市民」は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます_____。</p>	<p>(市民の理解と協力) 第七条 市民は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>

第八条 施策の基本方針

中間案	最終案
<p>市が中小企業の活性化に<u>向けた</u>施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として_____行います_____。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の経営<u>方法の改善</u>_____、技術の向上、<u>資金調達</u>の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること ○ 中小企業者<u>相互並びに</u>中小企業者<u>と</u>中小企業_____団体、大企業者、金融機関、<u>及び</u>大学等_____との連携・<u>協力を促進</u>すること ○ 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者<u>の</u>受注の機会の増大を図るよう努めること ○ <u>前各号に掲げるもののほか、中小企業の活性化のために必要な施策を推進</u>すること <p>市は、<u>上記の基本事項</u>に定めるもののほか、中小企業の活性化に<u>向けた</u>次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を<u>行います</u>_____。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること ○ 中小企業の創業及び事業承継、特に、女性や青年による<u>創業の推進</u>及び<u>事業の承継</u>を促進すること ○ 中小企業_____が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上を図る活動を促進すること 	<p>(施策の基本方針)</p> <p>第八条 市は中小企業の活性化に<u>関する</u>施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として<u>これを行うものとする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 中小企業の経営_____の<u>高度化^{※8}</u>、<u>販路の拡大^{※9}</u>、技術の向上<u>及び</u>資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること 二 中小企業者<u>等</u>相互<u>間又は</u>中小企業者<u>等</u>と中小企業<u>振興</u>団体、大企業者、金融機関、_____大学等<u>若しくは特定非営利活動法人^{※6}</u>との連携<u>及び</u>協力を<u>推進</u>すること 三 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者<u>等</u>の受注の機会の増大を図るよう努めること <hr/> <p>2 市は、<u>前項</u>_____に定めるもののほか、中小企業の活性化に<u>資する</u>次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を<u>実施するものとする</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること 二 中小企業の創業及び事業承継、特に、女性や青年による<u>創業</u>_____及び<u>事業</u>_____承継を促進すること 三 中小企業<u>者等</u>が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上を図る活動を促進すること

○ 市は、前記の各事項に取り組む に当たっては、小規模企業者が、本市経済の持続的な発展と自立的で個性豊かな地域社会の形成に向け、その

_____ 活力__発揮_____の必要性が増大していることにかんがみ、_____その経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう、_____経営状況に応じ必要な配慮を払うようにします。

3 市は、中小企業の活性化に関する施策の策定及び実施に当たっては、_____本市_____の持続的な発展において

_____小規模企業者（中小企業基本法第二条第五項に規定する事業者であって市内に事務所又は事業所を有するものをいう。）の活力が発揮されること_____の必要性が増大していることに鑑み、_____小規模企業者がその経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう、_____小規模企業者の_____経営状況に応じ必要な配慮を_____するものとする_____。

第九条 中小企業活性化会議

中間案	最終案
<p>中小企業の活性化に関し重要な事項について審議するため、<u>仙台市中小企業活性化会議</u>を置きます。</p> <p>活性化会議は、学識経験者、中小企業者、中小企業団体等の中から12人以内を選出（任期2年、再任あり）し、基本方針に係る施策に関する事項などを審議します。</p>	<p>（中小企業活性化会議）</p> <p>第九条 中小企業の活性化に関し重要な事項について審議するため、仙台市中小企業活性化会議（以下この条において「活性化会議」という。）を置く。</p> <p>2 活性化会議は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>一 中小企業の活性化に関する施策に係る事項</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、中小企業の活性化に関し必要な事項</p> <p>3 活性化会議は、委員十五*10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>一 学識経験のある者</p> <p>二 中小企業の経営者</p> <p>三 中小企業振興団体の関係者</p> <p>四 その他市長が必要と認める者</p> <p>5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p> <p>7 前各項までに定めるもののほか、活性化会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

第十条 財政上の措置

中間案	最終案
<p>市は、中小企業の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものと<u>します</u>。</p>	<p>（財政上の措置）</p> <p>第十条 市は、中小企業の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものと<u>する</u>。</p>